

平成29年7月14日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第二原子力発電所

「福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、”下線“にて明示しています。

頁	読み替え前	読み替え後	理由
<p>II - 3</p>	<p>別図 2 - 3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発生時の通報先  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 10px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></span> : 電話等による連絡 </p> <p>         ※ 1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村          ※ 2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部, 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 浪江消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署, 常磐消防署, 内郷消防署          ※ 3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣          ※ 4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) </p>	<p>別図 2 - 3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発生時の通報先  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 10px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></span> : 電話等による連絡 </p> <p>         ※ 1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村          ※ 2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部, 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 浪江消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署, 常磐消防署, 内郷消防署          ※ 3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣          ※ 4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) </p>	<p>原子力規制庁の組織改編及び自治体の組織名称変更に伴う修正</p>

頁	読み替え前	読み替え後	理由
<p>II-4</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : 電話等による連絡 </p> <p> ※1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村  ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部, 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 浪江消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署, 常磐消防署, 内郷消防署  ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣  ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : 電話等による連絡 </p> <p> ※1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村  ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部, 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 浪江消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署, 常磐消防署, 内郷消防署  ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣  ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) </p>	<p>原子力規制庁の組織改編及び自治体の組織名称変更に伴う修正</p>

頁	読み替え前	読み替え後	理由
<p>II-5</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : 電話等による連絡 </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : 電話によるファクシミリ着信の確認  <span style="border-bottom: 1px dashed black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; width: 10px; display: inline-block;"></span> : 電話等による連絡 </p>	<p>原子力規制庁の組織改編及び自治体の組織名称変更に伴う修正</p>

頁	読み替え前	読み替え後	理由
<p>II-6</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：ファクシミリによる送信  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：電話等による連絡 </p> <p> ※1：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村  ※2：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 </p> <p> ※3：災害対策本部等が設置されている場合に限る。  ※4：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣  ※5：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡） </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：ファクシミリによる送信  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>：電話等による連絡 </p> <p> ※1：浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村  ※2：いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 </p> <p> ※3：災害対策本部等が設置されている場合に限る。  ※4：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣  ※5：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡） </p>	<p>原子力規制庁の組織改編及び自治体の組織名称変更に伴う修正</p>

頁	読み替え前	読み替え後	理由
<p>II-7</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px;"></span> : 電話等による連絡      ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。   </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先  <span style="border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px;"></span> : 電話等による連絡      ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。   </p>	<p>原子力規制庁の組織改編及び自治体の組織名称変更に伴う修正</p>